こ障福第 2146 号
令和８年 10 月 30 日

各位

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

令和８年度第３回　指定前障害児通所支援事業所説明会の実施について

障害児通所支援事業所（児童発達支援又は放課後等デイサービスに限ります。以下「通所事業所」とします。）の開設等を検討している法人に向け、事業の理解を深めるため、指定前障害児通所支援事業所説明会（以下「指定前説明会」とします。）を実施します。

今回の指定前説明会は、横浜市において令和９年２月から令和９年５月までに、通所事業所の指定を受けようとする又は単位の追加をしようとする（以下「指定を受けようとする」とします。）法人を対象とします（運営する法人が変更となる場合を含む。）。また、１法人で複数の指定を受けようとする場合、その事業所又は単位ごとの手続きを必須とします。ただし、多機能型事業所として指定を受けようとする場合及び定員を合算する場合には、１事業所又は１単位として扱います。

１　日時・会場

令和８年 12 月８日（火）13 時 30 分～16 時 30 分終了予定（受付開始予定：13:00）
横浜市南公会堂（住所：神奈川県横浜市南区浦舟町２丁目 33 番地　南区総合庁舎内）
市営地下鉄「阪東橋」駅　徒歩 約８分
京浜急行「黄金町」駅　徒歩 約 14 分
バス停「南区総合庁舎前」徒歩すぐ
バス停「浦舟町」徒歩 約２分
バス停「阪東橋」徒歩 約８分

２　指定を受けようとする法人の状況と手順

(1)　手順

指定前説明会への参加が必須です。裏面３の申込フォームから申込みの上、参加してください。（１事業所につき最大３名）

(2)　注意事項

ア　指定前説明会に参加する方は、指定を受けようとする法人の代表者又は事業所に配置予定の法人職員（管理者、児童発達支援管理責任者等の常勤職員）としてください。
　法人代表が同一の場合でも、指定前説明会に参加した法人とは別法人で指定を受けることはできません。

イ　体調が優れない方の参加は御遠慮ください。

ウ　不参加の場合、個別の配慮等はいたしかねますので、当日の状況に応じた代理参加の方を想定しておく等、法人ごとに適切に御対応ください。

エ　原則として、遅刻・早退は参加とは認められません。次回以降、改めて参加してください。

3　指定前説明会申込み方法

下記から申し込んでください。

※期日を過ぎた場合、一切お受けすることができませんので御注意ください。

申込みフォーム

https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/8ebd1664-6c58-4866-aef5-95e2f6621bd3/start

＜〆切：令和８年 12 月１日（火）17 時 00 分＞

添付書類

①（必須）障害児通所支援事業所指定事前調査票（Excel 又は PDF）

※　ファイル名冒頭に【事業所名】（予定でも可）を記入してください。

※　指定面接の前の事前個別相談時の参考資料とします。

注意　障害児通所支援事業所指定事前調査票は最新の様式で作成してください。

②（任意）別紙：上記①の、設問５、24 に別紙で回答する場合のみ（Word、Excel 又は PDF）

※　複数の事業所数で申し込む場合、②（任意）の別紙に限り、同一内容物であれば、提出は法人として一部で結構です。

4　当日持参資料

「障害福祉情報サービスかながわ」の「横浜市からのお知らせ」のページに、令和８年 12 月１日（火）頃までに掲載する予定です。一読の上、御持参ください。

なお、当日は電子機器等を持ち込んで画面上で御覧になることでも構いませんが、電源等の提供はありません。また、当日の資料配付はありません。

5　その他注意事項

(1)　会場の都合上、終了後は速やかに退席してください。当日の質問等はお受けできません。

(2)　ホールでの飲食（飴・ガムを含む）はできません。ごみはお持ち帰りください。

(3)　**館内は全面禁煙です。**

(4)　会場の駐車場は御利用できません。

(5)　制度改正等によって指定基準の変更等が行われることがあるため、今回の指定前説明会に参加しても、令和９年６月以降に指定等を受けようとする場合、原則として、再度直近の指定前説明会へ参加するものとします。

(6)　保育所等訪問支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所及び障害児相談支援事業所の指定を受けようとする場合、この指定前説明会は対象外です。別途、下記担当までお問い合わせください。

(7)　指定前説明会について、スマートフォン等による撮影・録音は御遠慮ください。

(8)　令和９年度は障害福祉サービス等報酬改定の年度に当たるため、指定手続や審査に通常以上の時間を要する場合があります。令和９年４月開所を予定されている事業者におかれましては、可能な限り開所時期の前倒し又は後ろ倒しについて御検討いただき、指定事務の円滑な実施に御協力くださいますようお願いいたします。

6　指定前説明会以降の流れについて

横浜市で指定等を受けようとする場合、今回の指定前説明会以降は、以下のスケジュールになります。

今回の「① 指定前説明会」に管理者等が参加した後に、原則「② 指定前事前個別相談」、「③ 指定面接及び申請書類の提出」と、個別に相談・面接等の手続を進めることが必要です。

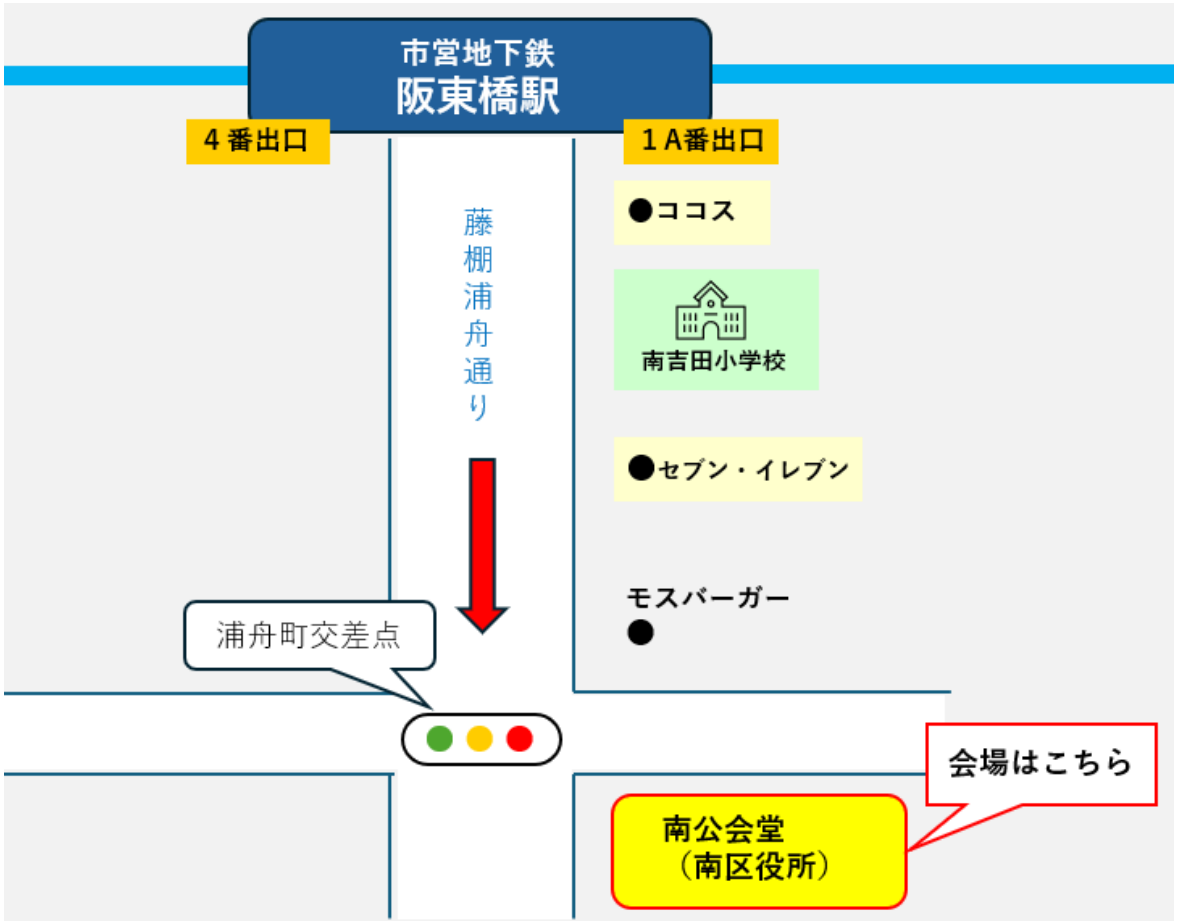
【事業所指定までの標準的なスケジュール】

日程	手続	備考
令和８年 12 月８日（火）	① 指定前説明会に参加	※１　書類の不備、人員配置の不足等があった場合、左記スケジュール通りにはならず、一か月単位での延期又は指定不可になります。 ※２　指定前説明会は、原則年３回（４月、７月、12 月）を予定しています。
指定希望日の 前々月 16 日～末日	② 指定前事前個別相談	
指定希望日の 前月１日～15 日	③ 指定面接及び申請書類の提出 （申請書類の〆切は 15 日。ただし、当該日が土日祝日の場合、直近の平日に前倒し）	
指定日（１日付）	④ 事業開始	
指定希望日の当月初旬頃	横浜市から指定書の送付	

〒231-0005　横浜市中区本町６丁目 50 番地の 10
（最寄り駅：みなとみらい線馬車道駅）
担当：こども青少年局障害児福祉保健課
川上、青木、栗林、丹羽
電話：045-671-4274
メールアドレス：kd-syogaijifukuho@city.yokohama.lg.jp

横浜市南公会堂へのアクセス

住所　　：南区浦舟町２丁目 33 番地南区総合庁舎内
アクセス：市営地下鉄「阪東橋」駅　徒歩 約８分
　　/京浜急行「黄金町」駅　徒歩 約 14 分
※公会堂（区役所）の駐車場は利用できませんので、なるべく公共交通機関をご利用ください。お車でお越しの際は、近隣の有料駐車場をご利用ください。



≪横浜南公会堂ホームページ≫